曹洞春秋

SOH　TOH　SHUN　JYŪ

発行所　總和会本部　〒105-0002 東京都港区愛宕2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

總和会三綱領

1、宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる施策の実現を期すること。
2、本宗の伝統性格を尊重し、大本山の尊厳維持に努めること。
3、会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

第124回通常宗議会　請願委員長報告の内局回付を否決

平成28年２月22日より26日まで会期５日間の日程で第124回通常宗議会が招集された。22日議会開会に先立ち宗務庁５階研修道場において、大本山永平寺貫首福山諦法猊下の管長就任式が挙行せられ、その後、議場にて曹洞宗管長福山諦法猊下により厳粛に開会式が勤められた。

議事に入る前に、總持寺系第18区選出の川瀬信夫副議長のご遷化に伴い後任の副議長を選任するための宗議会副議長候補者選挙が行われ、總持寺系第６区選出の須田孝英議員が副議長に選出された。

宗務総長演説の後、議案が上程され今次宗議会の議案は17本、報告が２件だが、今次宗議会より議案の事前配布もあったせいか、議会は順調に進行し、平成28年度の級階賦課金、一般会計歳入歳出予算を含め、上程案は慎重審議に附された後、本会議場において可決決定されました。

なお、請願委員会に付託された「『催告書』等による請求について、その手続きが妥当性を欠くことの確認とその撤回を求める件」に関する委員長報告の内局への回付は19対48票で否決された。

管長就任式

打成一片道彌圓
善功却來尚勝緣
謹董管長就任典
心香焇爇拜眞前

可決された主な案件

一般会計歳入歳出予算　48億1274万２千円　前年比約0.6%減（経常部　46億2257万６千円／臨時部　１億9016万６千円）
級階賦課金　　１点あたり161円（前年度同額）

- ●東日本大震災による災害復興対策資金申請は2年延長し平成30年までとする
- ●教化センター役職員の資格条件の緩和と年齢基準を明確にする
- ●法定聚会に僧堂長を明文化する

鶴一聲

三月十一日、多くの犠牲者に心を痛めた東日本大震災から五年の節目を迎える。しかし、この五年間を振り返っても、日本列島を大きな災害が襲い、尊い命が奪われている。世界に目をむけると、中東でさまざまな戦争、内戦が起こっている。この共通点といえば、理不尽に命を奪われた者の死に、意味を与えてやりたいと思う遺族の思いではないのでしょうか。奪われた命の尊さを思うに、なぜ、どういう理由で亡くなったのか、理由を知りたいという欲求は、人災でも天災でも同じ思いがある。被災の痛みに人の心が動かされることは共通している。その一方で五年の月日を経て、痛ましい事実を忘れ去られようとしていることに愕然とする。同じ日本人に起きたことすら他人事のように忘れ去られていく感覚が一番怖い。

宗門に於いても多々良問題など、過去の出来事を繰り返さぬよう議論を重ねているのにも関わらず、新たな問題が次々起こり宗門寺院の混乱と失望を招いていることは否めない。今、本気で宗門の将来に目を向け未来に向けて真摯に取り組み、邁進していかなければ間に合わなくなるのもまた、一番怖い。

第124回通常宗議会
総 長 演 説（要旨）

宗務総長 **釜田 隆文**

第124回曹洞宗通常宗議会の開催にあたり、宗務総長として、施政の大綱並びに宗務運営に関し、申し上げる機会を得ましたこと、誠に光栄に存じます。

旧多々良学園問題 旧学校法人多々良学園の対応について、ご報告申し上げます。今次内局では、多々良学園問題に関する第３者委員会作成の調査報告書などをもとに、諸般の対応にあたっております。

教学部関係 僧堂に対する補助金については、現在、僧堂への補助は、僧堂補助金として、１僧堂につき１律30万円を掛搭僧特別奨学金として、掛搭僧の人数及び安居期間を基準に支給しておりますが、新到を受け入れるための諸準備に、経費が嵩むことに鑑み、掛搭僧特別奨学金の増額を検討いたしました。さらに加えて新到１人あたり、５万円の補助を行うことといたします。

また、現職研修会の、平成28年度の研修要綱は、これまで「教義に関する理解と伝え方と、その実践方法について」を、研修の主旨として進めてまいりましたので、「坐禅会を始めるために」を、テーマとして行うこととしております。

次に愛知学院関係については、関係各方面に多大なご尽力をいただいたところではありますが、今次内局としては、その後の経過に鑑み、審事院への手続きを行った次第であります。

その後、審事院における慎重かつ所要の手続きがあり、理事長への処分決定がなされたところであり、これを主な要因として、学校法人愛知学院からは、宗門に対して、損害賠償を求める訴訟が、また当該理事長からは、宗門に対して、処分の無効確認と金員支払いを求める訴訟が提起されました。

また、駒澤大学の、理事長並びに理事2名及び監事1名についても、愛知学院の理事長及び理事と同様の趣旨で従前の慣行にしたがい、それぞれの職につき交代を要請したところであります。

しかしながら、さまざまな方途をもって要請などをした次第でありますが、その職の交代に応じることなく経過したことに鑑み、誠に残念な仕儀となりましたが、審事院への所要の手続きをいたしたことをご報告いたします。

宗務当局としては、さきに申しあげたような、宗門と宗門関係者が、まったく無関係かのごとき、状態に陥らないように、慎重に対処してまいります

議員各位には、何とぞ当局の意のあるところを、ご賢察賜りご理解くださるよう切にお願い申し上げる次第であります。

総務部関係 昨年６月開催の宗議会にて、曹洞宗規則の変更について、宗議会の議決をいただき、平成27年８月21日付けにて、文部科学大臣より認証書の交付を受けました。

これにより、施行となった宗務監査委員会規程に基づき、宗議会議長の指揮のもと、平成27年11月30日より、会期５日をもって、宗務監査が実施されました。

教化部関係 曹洞宗主催「禅をきく会」を、東京会場の１本とし、名称も含め、リニューアルを検討いたしてまいります。

これに伴い、曹洞宗主催として、各教化センターへ運営を委ねておりました、「禅をきく会」の地方開催は、開催するか否か、また、開催する場合は内容の再検討など、それぞれの教化センターにおいて、特色のある企画を立案し、運営を行うことといたします。

財政部関係 次期級階査定は、専門部会において、新たな査定方法について検討しているところであります。特に、現行級階査定において採用している、「認定指標」による査定方法については、見直す方向で検討しており、あらためて、檀信徒数の申告を求める方途について、一昨年に、専門部会より、級階査定委員会に答申された内容も踏まえて議論を重ねており、先般、級階査定委員会にも、中間報告がなされたところであります。

平成30年度を目途とする、調査実施に向けて、さらに議論を加速させ、なるべく早い段階で、一定の結論を得たいと考えております。

伝道部関係 平成24年度の梅花流創立60周年を記念した、梅花流詠讃歌の歌詞を刻んだ石碑建立と同様に、当時管長職にあられた、江川辰三禅師様の指毫によります、大本山總持寺二祖峨山韶碩禅師讃仰御詠歌（永光（ようこう））の歌碑を、大本山總持寺祖院の山門前、峨山道入口付近に建立いたしました。

出版部関係 従来のブックセンターの頒布に加え、電子書籍でのダウンロード配信を開始しました。現在、まんがは合計７冊を配信しております。これからも、配信書籍を増やしてまいりますので、各位のご活用をお願いしたいと存じます。

また、菩提寺と檀信徒を結ぶリーフレット、「お役立ちマニュアル【もしものときは菩提寺へ】檀信徒のみなさまへ」を出版し、好評をいただいております。

人事部関係 インターネット上で、宗門全寺院の基本情報を網羅する、ポータルサイトについては、多少の遅れがでておりましたが、まもなく開設の予定であります。

『曹洞宗報』３月号に、概要及び申込書を同封いたしますので、多数の寺院にご利用いただきたく、ご案内申し上げます。

また、一般の方々を対象とした「曹洞禅メールマガジ

副議長に須田孝英師就任

第124回通常宗議会において、新たに第６区選出の山梨県甲府市千松院須田孝英議員が副議長に選出された。副議長であった川瀬信夫師にはご遷化の２日前に体調不良による辞任書が提出されていた。須田副議長は、平成14年の初当選以来４期目となる。

参議に佐瀬道淳師就任

平成28年１月31日付で梅田恭隆参議が退任され、新たに２月１日付けで静岡県第1302番可睡斎住職佐瀬道淳師がご就任になられました。

ン」は、10月14日に第１号を創刊、その後も、月に２回にペースで配信しております。

人権擁護推進本部　過去帳等の取り扱いや、身元調査お断わり運動など、宗門の原則的課題についての啓発を推進してまいる所存であります。

次に、平成26年度僧堂人権学習会の分散会中、引率者である某僧堂役寮からの差別戒名を容認するかのような発言があった問題については、人権本部では、所属僧堂を通じて、発言当事者と確認・学習会を継続してまいりました。

この間、当該僧堂は、問題の重要性に鑑み、数次にわたる発言者との学習会を設け、昨年12月22日に、発言者より、現時点での報告書が提出されるにいたりました。

平成28年度曹洞宗一般会計歳入・歳出予算

歳　入　4,812,742,000 円

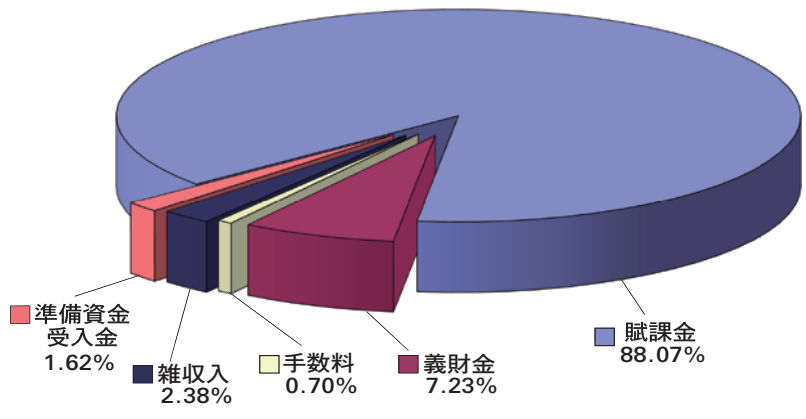

内訳

歳　入	歳 入 額
賦課金	4,238,648,000
義財金	347,856,000
手数料	33,744,000
雑収入	114,511,000
準備資金受入金	77,982,000
借入金	1,000

歳　出　4,812,742,000 円

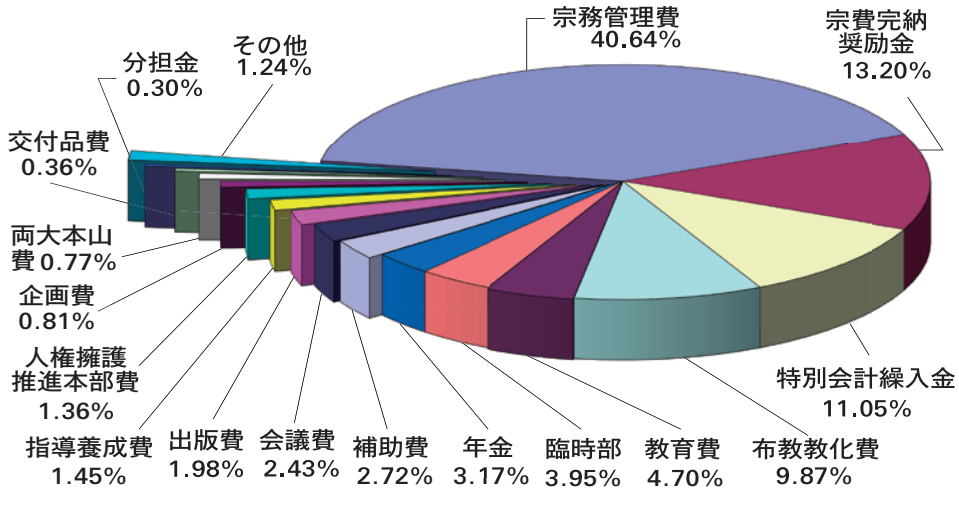

内訳

歳　出	歳 出 額
宗務管理費	1,955,746,000
宗費完納奨励金	635,162,000
特別会計繰入金	532,006,000
布教教化費	475,047,000
教育費	226,437,000
臨時部	190,166,000
年金	152,421,000
補助費	130,716,000
会議費	116,845,000
出版費	95,433,000
指導養成費	69,621,000
人権擁護推進本部費	65,379,000
企画費	39,185,000
両大本山費	37,200,000
交付品費	17,258,000
分担金	14,591,000
その他	59,529,000

総括質問（要旨）

總和会代表 藏山大顕

僧堂人権学習会における役寮発言問題について 僧堂における指導者の資質の向上は急務であると考えます。僧堂の人権学習のあり方についての再考はもちろん、再度、宗門全体での人権に対する意識の確認をするためにも、人権学習の見直し検討が必要であると思われますがいかがでしょうか。

答弁

発言者は、所属僧堂を通じて、人権擁護推進本部とともに数次にわたる、学習会を重ねてまいりました。昨年12月22日時点の思いとして、報告書が提出されるにいたりましたが、この問題を一個人の問題として、捉えてはならないと痛感しております。僧堂人権学習会の運営方法などについても、順次対応を進めてまいりたいと存じております。

僧堂振興について 僧堂振興には指導者の資質向上は重要かつ必須と考えますが、それを受け入れる掛塔僧の安居に対する意識の高揚も図らなければならならないと思われます。その手立ての一つとしまして、駒澤大学で開かれております栴檀林講座支援会による寄付講座が挙げられるかと思います。この講座を活用し、上山前に、基本的な所作だけでなく、「心構えを十分に理解させる」ことができれば、安居者の修行に対する意識も高くなると考えます。

答弁

現在、両大本山及び、宗門関係学校においては、僧堂安居への足がかりとして、各種研修会や、講座が行われております。こうした僧侶の資質向上を目指し、また、スムーズな僧堂安居へとつなげるよう、安居前研修会を、全国規模に展開する必要性に鑑み、僧堂振興に関する専門部会において、引き続き調査研究を進めてまいりたいと存じます。

東日本大震災復興支援について 地震大国日本において、福島第一原発事故のような震災事故を二度と起こさないようにする運動・取り組みがこれまで以上に必要ではないかと感じます。新しいエネルギーへの転換、省エネルギー社会への取り組みを推進し広く社会に伝えていくことが必要であると考える曹洞宗としては、電力自由化を機に、供給される電力の発電システムをよく理解した上で、原発再稼働に疑問を投げかけ、再生可能エネルギーへの転換を強く主張すべきと思慮致しますが、当局のお考えをお伺いいたします。

答弁

現在、曹洞宗公式サイトでは、「原子力発電に頼らない安心できる社会の実現に向けて、新エネルギーへの転換、省エネルギー社会への取り組みを推進し、広く社会に伝えていきます。」と、掲載しておりますが、さまざまな事情に配慮したうえで、徹底した節電の実施とともに電力自由化に際し、再生可能エネルギーの選択を、推進する意見を示せるよう検討しております。

財産処分について 寺院の土地を売却、建物を新築するなど、寺院財産に移動を生ずる際には、その都度、宗務庁へ申請し曹洞宗の代表役員の承認を得なければならないが、未だに当該住職が「事後申請」が多く存在していると伺っております。現在曹洞宗代表役員の未承認や事後申請の現状について、その数が実際どのくらいあるのか、合わせて、今後、この状態の解消に向けてどのように対応するつもりなのでしょうか。

答弁

財産処分について、未承認などとなっている寺院数は、本年２月21日現在、3112ヵ寺となっております。この未承認などの解消に向けては、これまで、級階査定実施の際の、寺院財産申告のおりに、該当寺院に不動産の減少について、問い合わせをするなどして、指導をし、その後も、該当寺院には問い合わせの文書を送るなど、申請などを促すよう、対応してきております。

過疎地域寺院について 過疎地域寺院の現実は、その存続が危ぶまれている処にあり、寺院の存続を手助けすることです。過疎地寺院の、無住、合併、解散が少しでも避けられる方途を包括法人として思慮すべきです。過疎地域寺院の詳細な調査をおこない過疎の度合によって級階査定における負担点数の控除等をお考え頂きたく要望いたします。

答弁

現在過疎化地域における寺院の実態の詳細は把握できておりません。包括宗教法人としては、当然、寺院の宗教活動が継続できるよう、努力することは肝要であります。しかし、現実を直視したとき、ある程度の寺院数の統制は、覚悟すべきものと思慮いたします。

現職研修会について 現職研修会は、３年以上出席しない僧侶は宗務所長及び国際布教総監から教学部長への報告を課しています。本宗の住職及び教師の資質向上を図ることを目的とし、その出席を宗制で義務化している以上、度重なるときには何らかのペナルティーを課してはいかがでしょうか。

答弁

現在行っております事務手続きは、研修会が開催されたのち、開催宗務所長より提出されます「修了証及び補助金交付申請」に添付された、出席者名簿を精査し、

補助金額の算出及び、出席者各々の僧籍に、現職研修会出席履歴を入力しており、欠席者の取り扱いについての事務処理は行っておりません。現職研修会の研修会欠席状況は、各宗務所に欠席者の報告をいただくものと理解しております。

教化センターについて　現在、全国９管区に教化センターを置き、それぞれ管区独自の創意工夫により、よりよい教化資料の作成を望むものでありますが、様々なご意見を頂くことがあります。都市開教と地方寺院教化の援助、特命布教の最前線基地の意味合いから、教化センターの更なる充実を望むものであります。

答弁

都市部での布教を推進するために、人口の集中する都市で「禅をきく会」が開催されることが多く、この部分は、直接管内寺院への活動とは、つながらないために、誤解を生ずることもあろうかと存じます。したがいまして、できる限り、管区内を網羅できる活動を企画し、あるいは、管区内寺院の要望にお応えするべく、教化活動を推進していくよう、指示したいと存じます。

青少年教化制度について　青少年教化委員は、実際に活動していないなどの現状をしっかりと掌握されるとともに実情にあった教化員制度を望むものであります。現在宗門では、鶴見大学が「臨床宗教師養成講座」を開始されると聞きます。「臨床宗教師」の養成は、宗門として新たな布教の展開策として、「臨床宗教師養成所」の設置を検討できないかお伺いします。

答弁

青少年教化については、どのように活躍の場を広げていくかという、前向きの提言をいただいておりますが、制度を見直す検討を、あたらためて始めようとしております。そのなかで、「臨床宗教師」の養成は、少子高齢化に直面する現代の、ひとつの布教教化方法と考え、検討してまいります。

北アメリカ国際布教総監部管内において、修行道場建立計画について　海外において信者を増やすことも視野に、曹洞宗の拠点を国外に構築するビジョンをお示し頂き、外国人僧侶による布教教化の推進を期待するものであります。海外における僧侶育成につきまして今後の展望をお聞かせ下さい。

答弁

このプロジェクトの目的は、教師の育成であり、将来的には曹洞宗の認可専門僧堂を目指す、宗門国際布教の、一大拠点となることを願っております。今後の事業計画案では、平成29年の秋頃には、僧堂などの伽藍が整備され、宗立専門僧堂設置に関する、宗務庁の現地調査を依頼し、平成30年度の安居修行開始を、１つの目標として、建築工事をはじめとする、諸準備を行なっております。

旧多々良学園問題における法的な金銭的賠償請求について　道義的責任を求めた請求総額は、遺産相続人に対する請求額を含め約９千万円の請求をされた旨、報告されました。催告書の送付の結果については４月１日の庁議に報告され、６月２日開催の庁議で、その一部撤回に関する決定の通知を執行したことの報告があったことが確認されたが、６月２日時点での金額はいくらだったのでしょうか。またどの時期に約１億円の金額になったのでしょうか。

答弁

昨年３月27日現在で、請求可能とされた金額は、７億９千万円であり、このうちの３億円については、３月31日で、消滅時効が成立し、請求権がなくなることから、早急な対応をいたした次第であります。その後、請求取り下げや、判明した相続人への請求などを集計すると、昨年６月時点での請求総額として、約９千万円と、ご報告した次第であります。また、本年９月上旬ごろにいたりまして、判明した相続人への請求分が、約１千万円増加した関係で、請求総額を約１億円と申し上げた次第であります。

審事院関係について　審事院役員の審事６名で対処されてきましたが、忌避が申し立てられた場合、対応に苦慮することが予想されることであります。審事の増員が必要不可欠と思われますが如何でしょうか。また、監事についても現在２名ですが、法律の専門家を増員し、対応していくことが、必要だと思慮致します。また、公開、公表は社会的、時代的要請でもあり、宗門として前向きに検討すべき重要事項だと考えます。

答弁

審事院においては、専門的経験に基づく、判断を必要とされるので、宗教教団の監正機関という点からすれば、いわゆる司法との違いは、宗教上の事案について、曹洞宗独自の宗制に基づいて、最終的に判断されるべきことであります。また、審決の公表及び公開の件については、慎重を期して、考慮すべきものと存じます。

宗門関係学校について　宗門において、長きの間定着していた慣行に従っての系別会派推薦理事が受け入れられなかったという信義誠実の原則から逸脱する行為についてはどのような見解をおもちでしょうか、そもそも理事と法人の関係は委任の関係であり、宗門との関係において、任期に消長をきたすことは当然の道理であります。また、庁議すなわち責任役員会の決定において委任契約を解消し辞任するように通告されたならば辞任を拒否する道理根拠は見当たりません。

今回の訴訟において、曹洞宗として顧問弁護士を中心として早期の解決に努めて頂くとともに今後は、時間をかけてでも、宗門の自浄能力で解決する方途を見出すべきであると思慮致します。

答弁

愛知学院の細則変更、並びに、訴訟に関するご要望がございました。これらの件に関しましては、進行中であることから、言及は控えさせていただきます。

通告による一般質問（登壇順）

※答弁については正確を期するため曹洞宗報をご覧下さい。

水野　格正
（第８区選出）

組織改革について　議案資料の事前配布を評価するが、事前説明会の開催も要望したい。さらにこれを有権者の意見聴取のために開示できることを検討して頂きたい。

将来像構想特別委員会　休止する理由は何か。また臨時部に専門部会を設けようとしているが、内容は「組織機能検討専門部会」の開催となっている。特別委員会に属する専門部会でもよかったのではないか。

宗門の減収について　少子化などの原因で宗門全体の財政が減少する傾向にある。その為には組織改革を検討する必要があるのではないか。

岡　　芳雄
（第19区選出）

旧多々良学園問題　旧多々良学園の破たんに関して、いくつかの調査報告書があるが、処罰されるべき関係者の明示がなく、告発すべきであると考える。また、その結果、催告書にある金額の算出方法、支払い拒否者への対応、すでに遷化されている場合など、この気持ちをどのように受け止めたらいいのか。

愛知学院訴訟問題　愛知学院の訴訟問題で、現職議員３人の地位保全仮処分が認められたが、弁護士の人数やその費用を示されたい。敗訴の場合は宗費負担も考えるのか。

議会招集の不告示について　宗報公示について、例年２月号の宗報には通常宗議会開催の掲載があるが、今年はないのはなぜか。

山﨑　奎一
（第４区選出）

宗門の組織改革　宗門のコンプライアンスやリスクマネージメントをふまえ、責任役員の構成員に一般檀信徒代表も含む監事を加えてはどうか。その結果、旧多々良学園の破たん時の判断や、今回の催告書の利益相反やその内容の決定において、それぞれ関係者が責任役員会に出席しているのは客観的に適切であろうか。10人の内８人が内局である現状をどう認識されるか。

関係学校への助成金の基準　助成事業は積極的に行われるべきだが、施設補助などは予算の構成率などを設定し、基準を設け指針を明確にすべきである。

永島　玄隆
（第26区選出）

僧堂振興への提案　宗門の僧堂が障がいのある方々へ門戸を開く必要がある。伽藍の改修というハード面と、その為の指導者育成といったソフト面が重要である。「ともに願い、ともに寄り添い　ともに歩む」内局の姿勢を一つでも現実にしなければならない。

障がい者差別解消法への対応　本年４月１日に「障がい者差別解消法」が施行されるが、ご本山や各寺院でのその具体的配慮を示す「対応要領」を作成すべきだ。

岩井　秀弘
（第28区選出）

東日本大震災関連の減免処置と貸付金据置期間について　昨年中申請した寺院への宗費減免、さらに今回の申請の２年延長に感謝したい。今後は減免申請の簡素化と貸付けの据置期間の延長など、より容易に貸付けを申請できるように検討願いたい。

選挙規程の欠員補充について　欠員補充の特例として選挙の日から２年以内に欠員が生じたときは内局において当選人を定める、となっているが、公選法では３カ月以内が繰上げのようだ。見解は如何か。

服部　直哉
（第２区選出）

国際布教総監部の自主運営のために　総監部の経済的運営を助け、国内同様に今後の自主運営を図る必要がある。その為のひとつとして総監部在籍者の教師賦課金は補助の一部としてそのまま現地で歳入とすべきではないか。送金には手数料も含め無駄が多いはずである。

多言語 Web サイトの内容充実を要望　東京オリンピックの開催や最近の日本ブームを見据え、Web サイトのリニューアルがなされ、動画の多用など充実が図られている。今後も布教教化の一助となるような運営を期待する。

山本　健善
（第23区選出）

催告書について　「催告書」なる文書は、公式な文書として有効なのか。また決定内容には、その催告の対象者自身が含まれているのではないか。詳細を示されたい。

五十嵐靖雄
（第17区選出）

賠償金と催告書　旧多々良学園への補助金総額は22億９千万円で、昨年３月末の時点で時効を免れる７億９千万円に対する賠償のうち、催告書をもって約1億円を請求したが残余はどう処したのか。また請求はこれのみとする請求の放棄はどこで決定されたのか。宗議会の承認という手続きはなされていない。

僧堂振興について　僧堂振興は、助成金の増額やテキスト作成、さらには安居者数の多さでははかれないはずで、具体的施策の方向性は。

近藤　龍法
（第25区選出）

催告書について　「催告書」の決定した責任役員会では、利益相反する者があったとするならば、誰が仮代表役員に選定されたのか。ないとすれば宗制違反ではないか。また支払いについて強制力を感じられた方々に不公平観があり、早急に返金する考えはないか。

伊東　盛寧
（第21区選出）

愛知学院関係者の地位保全について　学院の理事長と宗門推薦理事への懲戒処分に対する、宗議会議員としての地位保全仮処分の決定が東京地裁でなされたが、この懲戒処分について、審事院意見部の決定書及び附帯意見書について伺いたい。学院の寄付行為に理事、監事の任期が４年とあっても、管長の職務権限として途中退任を命ずることができるか。これに関しては明文規定がないもので、附帯意見書にもあるように宗制との整合性に欠けていることは理由にならない。

龍谷　顯孝
（第12区選出）

学校法人と宗教法人について　前回の質問につづきこの問題の議論を尽くしたい。内局の宗務執行に誤りがあった場合、また宗制理解に誤りがあった場合これらを指摘して懲罰となるか。また内局による違法な命令に対する不服従は懲罰となるか。さらに審事院が懲罰権行使できない内局の意思を忖度して行使できるのか。これらについて答弁を求める。宗務庁では社会との窓口として一般的な法的常識「リーガルマインド」が優先される必要がある。

峨山禅師伝考【その八】

愛知学院大学学長 佐藤悦成

峨山禅師の門流

瑩山禅師は總持寺の住持を退かれるにあたって大衆に説法され、後住となる峨山禅師が抜きん出て優れた学人であり、青空に高く聳える山、大きく山を覆う白雲に譬えて賞讃されています。さらに、瑩山禅師は峨山禅師との間柄を、父子のように互いを理解して心が離れることなく、仏法興隆のために心をひとつにしていると、自ら大衆に告げられました。

峨山禅師の新たなる出発にあたり、師として最大限の援助をなされていることがよく解ります。『瑩山禅師語録拾遺』に納められる「請峨山禅師疏」には、峨山禅師が總持寺の住持としていかに相応わしい識見と人格を兼備しているかを、全山の大衆の前で示された後、須弥座に上るよう丁重に峨山禅師を請されています。總持寺を譲与するに際して、叢林を師に代わって董す立場になる峨山禅師にすべてを委ねる宣言が本請疏といえます。

峨山老は、予（瑩山禅師）が三十年の同宿なり。公（峨山禅師）三八の年（二十四歳）に開悟す。

師である瑩山禅師から「三十年の同宿」といわれた峨山禅師の感激はいかばかりであったでしょう。瑩山禅師が總持寺に僧堂を開かれたのは、修行の中核寺院とする構想に基づいてのことであり、そのために永光寺には建立されることのなかった僧堂が設けられ、学人の指導に卓抜した手腕を発揮すると見込んだ峨山禅師を住持に充てられました。

瑩山禅師より總持寺の後事を託された峨山禅師にとって、何よりも護らねばならないのは修行の中枢としての總持寺であり、師の法系でした。寺門の興隆は、その中心となって門弟子を束ねる住持の手腕に負うところが大きいのですが、いかに優れた宗匠といえども、その門下に力量の人が数多く育つとは限りません。そのことを考えれば、すべての門弟子が力を合わせて寺門を護持し、法燈を相承してくれることを願うのは当然のことでしょう。その願いが峨山禅師の置文に表われています。

惣持寺山門住持職事

衲（峨山禅師）の門下においては嗣法の順序を守って、總持寺に五年間づつ住持すべきである。もしこの途中で山門が衰退するようなことがあれば、すべての門弟子が集まって相談し、力を合わせて興隆に導かねばならない。それ故、後の証としてこの垂示をなしておくものである。

貞治三年（一三六四）十二月十三日　總持詔碩

この「貞治三年」の置文は、總持寺に輪住制が採用されるようになる端緒となるものですが、この時点では、嗣法の順に五年ずつ晋住して、門弟子は互いに争わず、評定和平して山門を隆盛に導くべきことが示されているのであり、具体的に「五院」による輪住とは記されていません。その理由は、峨山禅師の門下に優れた多くの弟子はあっても、それぞれが一派を成すまでには至っておらず、「五門派」はいまだ成立していなかったからです。ですから、この時点で「五院輪住制」の指示があったとすることはできないと考えています。この点は「貞治三年」の置文が示されてより二年ほどを経た、貞治五年八月三日に記された「峨山法嗣目録」（法嗣伝戒の弟子を順次記した文書は、ほかに「峨山大和尚法嗣帳」「峨山禅師二十五哲」があります）によっても明らかになります。この「目録」は、「貞治三年」の置文に記される「嗣法の次第」が混乱しないように記し遺されたとみることができます。「目録」には二十九人、「法嗣帳」には三十人、「二十五哲」には上記二書からそれぞれの比丘尼を除いた二十五名が記されます。

ここに峨山門派の大いなる発展の始まりがあります。

【訃報】

川瀬信夫議員

去る平成28年2月14日、曹洞宗副議長川瀬信夫議員がご遷化されました。第18選挙区より平成18年10月1日選出。平成26年10月16日より副議長を勤められました。世寿82歳

西村喜侯元議員

第21選挙区選出の西村喜侯元議員が去る平成28年1月27日にご遷化されました。初当選は平成13年12月。平成16年10月より伝道部長を勤められました。世寿78歳

一適隆信前議員

第3選挙区選出の一適隆信元議員が、去る平成27年12月2日にご遷化されました。初当選は平成14年10月1日。世寿77歳

謹んで哀悼の意を表します

總和会ホームページ

http://souwakai.info

会務報告を掲載しております

第124回通常宗議会常任・特別委員（總和会議員）

副議長　須田孝英

○運営委員会
主　成田　隆真　岡　芳雄　倉内　泰雄

○第一予算委員会
主　髙階　玉光　主　大道　光肇　伊藤　弘隆
山本　健善　岩井　秀弘

○第二予算委員会
長　山﨑　奎一　主　永島　玄隆
主　嶽盛　和三　片山　昌佳　服部　直哉
山本　元晴

○第1特別委員会
主　深川　典雄　有田　惠宗　鬼生田俊英

○第2特別委員会
長　近藤　龍法　主　三吉　由之　名村　直高

○決算委員会
長　水野　格正　主　五十嵐靖雄　藏山　大顕
森　元亨

○請願委員会
長　伊東　盛寧　主　龍谷　顯孝　山路　純正

○懲罰委員会
主　名村　直高　鬼生田俊英

長…委員長　主…主査

編集・山本健善　嶽盛和三　岩井秀弘　片山昌佳　服部直哉